

地域課題解決型プラン推進事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

伊東市では、本市の地域課題解決に資する実現可能性の高いビジネスプランを持つ者を発掘・育成・支援することを目的に、ビジネスプランコンテストを開催する。

本事業をより効果的・効率的に実施する最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するに当たり、必要な事項を定める。

1 事業内容

(1) 業務名

伊東市地域課題解決型プラン推進事業業務委託

(2) 業務概要

「伊東市地域課題解決型プラン推進事業業務委託 仕様書」(別紙1) のとおり。

ア ビジネスプランコンテスト開催 (年1回)

市内で、地域課題解決を目指す事業を始めたいと考えている者を発掘・支援するため「ビジネスプランコンテスト」を開催する。なお、当該コンテストは、「一般部門」と「学生部門」の2部門を設定する。

イ プレイベント開催 (年1回以上)

コンテスト参加者の裾野を拡大するとともに、参加を検討している者がコンテスト開催の趣旨や実際行われる内容を事前に知ることで、自らのビジネスプランについて検討する期間を設けるため、プレイベントを開催する。

また「学生部門」参加者の裾野を拡大するため、ビジネスプランのアイデアを持つ学生と事業アイデアを探している者が交流する機会を作る。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限

2,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 参加資格

参加表明書の受付時に次の条件を全て満たす者であること。

- (1) ビジネスプランコンテスト開催業務又はこれに類する業務の受託実績を有する者であること。もしくは開催実績を有する者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。

- (5) 直近1年間において、国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (7) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (8) 令和5年度・6年度伊東市（物品・役務）入札参加資格登録業者に登録されていること。登録されていない場合は、伊東市公式ホームページにて、登録に必要な書類を確認し、伊東市役所総務部庶務課契約検査係へ提出し、参加表明期限までに登録を完了すること。

3 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。なお、期限までに提出がない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 業務実績書（様式4）

(2) 提出期限

令和6年5月13日(月)午後5時（郵送の場合には同日必着とする。）

(3) 提出場所

伊東市役所企画部企画課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）とする。持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限る。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書きすること。

4 参加資格の確認

参加表明書等により前記2の参加資格に定める参加資格要件の確認を行い、参加表明をした者に確認結果を通知する。

(1) 通知予定日

令和6年5月15日(水)発送予定

(2) 通知方法

郵送による。併せて、発送と同日に通知の写しをEメールにて送信する。

5 企画提案書の提出

前記4で参加資格を認められた者は以下の書類を提出すること。(正本1部、副本4部)

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式6)

イ 見積書(任意様式)

ウ スケジュール(様式7)

(2) 提出期限

令和6年5月22日(水)午後5時(郵送の場合には同日必着とする。)

(3) 提出場所

伊東市役所企画部企画課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等追跡サービス付きの方法)とする。持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限る。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ 本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 本市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、伊東市情報公開条例(平成9年伊東市条例第13号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

6 質問の受付及び回答の公表

質問を次により受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年4月12日(金)午前9時から令和6年4月24日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式5)に記入の上、Eメールで提出すること。

なお、表題に「プロポーザル質問(事業者名)」と記載すること。

(3) 提出先

伊東市役所企画部企画課・Eメール<kikaku@city.ito.shizuoka.jp>

(4) 回答方法

質問に対する回答については、令和6年5月7日(火)に市のホームページで公表する。

7 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを実施する。なお、詳細は別途通知する。

(1) 実施日時・場所（予定）

日時：令和6年5月30日(木)・時間未定

場所：伊東市役所

(2) 参加者

プレゼンテーション参加者は総括責任者を含め最大3人とする。

(3) 持ち時間

1事業者あたり30分程度(説明15分・質疑15分)。順次個別に行うものとする。

(4) その他留意事項

説明は、企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとする。プロジェクターの使用は可能とし、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。パソコンは提案者側で用意すること。

8 審査

(1) プロポーザルの審査

提出された書類及び提案者プレゼンテーションについて、伊東市地域課題解決型プラン推進事業業務委託審査会において、下記に示す審査項目及び評価基準に基づいて採点し、評価が最も高い参加者から第一契約候補者、次点契約候補者を市が選定する。

なお、参加者多数の際には、プレゼンテーション前に書類審査を実施する場合がある。書類審査を実施する際にはその旨を事務局より参加者へ連絡する。また、審査の結果、全員が一定の基準に満たない場合は契約候補者を選考しない場合がある。

(2) 審査項目及び評価基準

次の審査項目について、「伊東市地域課題解決型プラン推進事業業務委託評価基準表」(別紙2)に基づき審査及び評価を行う。

ア 提案企業の評価

イ 業務体制

ウ 提案の評価

(3) 審査結果の通知

ア 選定の結果については、令和6年6月5日(水) (予定) に参加者に通知するほか、市のホームページで公表する。(状況により変更となる場合あり。)

イ 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

9 失格条項

- (1) 書類等の提出方法、作成方法等が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (3) 虚偽の参加表明を行い、参加資格を得たとき。
- (4) プロポーザルの手続の過程で、前記2の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (5) 書類等に虚偽の記載があったとき。
- (6) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (7) 見積書の金額が、前記1に示した価格を超過しているとき。

10 委託業務の契約

- (1) 市は、契約候補者に選定された者と契約締結交渉を行い、事業内容等の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、事業者は契約の際には改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 契約候補者が前記9の失格条項に該当すると認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は次点の者と契約締結交渉を行うことができるものとする。
- (3) 選定後、前記2の参加資格要件を満たさなくなった場合又は業務体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

11 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和6年4月12日(金)
質問の受付	令和6年4月24日(水)午後5時まで [必着]
質問の回答	令和6年5月7日(火)
参加表明書の提出	令和6年5月13日(月)午後5時まで [必着]
参加資格確認の通知	令和6年5月15日(水) [発送予定]
企画提案書の提出	令和6年5月22日(水)午後5時まで [必着]
提案者プレゼンテーションの実施・審査	令和6年5月30日(木) [予定]
審査結果の通知	令和6年6月5日(水) [発送予定]
業務委託契約の締結	令和6年6月中旬 [予定]

12 その他留意事項

- (1) 応募は、応募者1者につき1提案とする。
- (2) 実施要領等については令和6年4月12日(金)午前9時から本市ホームページに掲

載するので、様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

- (3) 企画提案書提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合がある。また、市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び市が必要と認める場合に、企画提案書を無償で使用できるものとする。企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8) 本プロポーザルのために市より受領した資料は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) プロポーザル参加表明後に、辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式8)を提出すること。

1.3 担当部署 (問い合わせ先)

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所企画部企画課 (担当・阿部)

電話：0557-32-1061 (直通)

Eメール：kikaku@city.ito.shizuoka.jp